

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年7月14日

【四半期会計期間】 第24期第1四半期(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

【会社名】 ユナイテッド&コレクティブ株式会社

【英訳名】 UNITED&COLLECTIVE CO. LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂井 英也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町二丁目5番地1 WeWork 半蔵門 PREX South

【電話番号】 050-3091-3557(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 畑中 俊哉

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町二丁目5番地1 WeWork 半蔵門 PREX South

【電話番号】 050-3091-3557(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 畑中 俊哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第1四半期 累計期間	第24期 第1四半期 累計期間	第23期
会計期間	自 2022年3月1日 至 2022年5月31日	自 2023年3月1日 至 2023年5月31日	自 2022年3月1日 至 2023年2月28日
売上高 (千円)	1,231,849	1,664,363	5,349,931
経常利益又は経常損失() (千円)	173,427	32,520	894,213
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失() (千円)	99,290	7,261	1,287,953
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	10,000	130,722	93,085
発行済株式総数 (株)	3,311,800	3,521,800	3,454,800
純資産額 (千円)	273,591	646,581	743,302
総資産額 (千円)	5,578,389	4,072,854	4,214,778
1株当たり四半期純利益又は1株当 たり四半期(当期)純損失() (円)	31.49	0.61	387.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 (円)		0.60	
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	4.6	16.4	18.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載していません。

3. 第23期及び第23期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、COVID-19の感染拡大を受け度重なる営業活動の自粛やアルコール提供の中止、時短営業等を行ってまいりましたが、前事業年度末において債務超過に陥ったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の存在について認識しております。なお、前事業年度末の資金残高の状況及び今後の資金繰りを検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はございません。加えて、当該重要事象等を解消するため、不採算店の撤退及び本社の縮小移転等による抜本的なコスト圧縮、資金調達及び資本政策の実施など対策を講じております。

このような状況の中、当事業年度におきましては、「てけてけ」のリモデル店舗及び新業態・新商品の開発、既存業態の店舗QSC向上・管理体制強化によりトップラインの早期回復を図り、戦略的な退店を推し進め本社を縮小移転するなど店舗固定費や本部管理コストを大幅に削減することで、通期の売上高5,980百万円、営業利益38百万での黒字着地を見込んでおります。なお、当第1四半期累計期間では、計画を上回る黒字着地となり、通期においても計画を達成できる見込みと認識しております。

以上のことから、現時点での当社における継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、マスク着用の考え方を見直し・5類感染症への位置づけ変更・対面授業やオフィス出社頻度の増加・訪日外客数の回復等によりCOVID-19が与える経済への影響度合いが弱まっており、経済の持ち直しに向けた動きがみられました。一方、ウクライナ情勢・円安進行・物価高騰といったわが国の経済活動に大きな影響を与える事象が長期化しており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、前期に引き続き仕入れ食材等の原材料費や電気料金・ガス料金等の水道光熱費が高騰していることに加えて、労働力人口の減少や季節要因等に起因する人手不足による採用教育コストの増加や人材獲得競争によりアルバイト時給等の労働単価も上昇するなど、客足が回復し活況を取り戻しつつある一方であらゆる店舗運営コストが上昇傾向にあるため、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社におきましては、当事業年度において通期での営業黒字達成に向け、緩やかな新規出店とトップラインの回復を図りつつ、徹底したコスト管理でCOVID-19以前よりも筋肉質な経営を実現するための取り組みを行っております。新規出店につきましては、メインブランドである「てけてけ」のリモデル店舗として『焼鳥酒場 てけてけ 渋谷本店』を2023年4月4日にオープンし、予算を上回る売上で順調に推移しております。トップラインの回復につきましては、新商品開発やQSC向上の取り組み等により「てけてけ」「the 3rd Burger」とともに堅調に回復しており、当第1四半期最終月の2023年5月において2019年同月比の既存店売上高は91%まで回復しております。徹底したコスト管理につきましては、2023年4月に本社の縮小移転が完了したこと等により、当第1四半期の本部に紐づくコストは2019年同期と比べて30%以上削減しております。また、前事業年度において決議いたしました不採算店17店舗の退店につきましては、前事業年度から当第1四半期末にかけて8店舗(2023年5月31日閉店の3店舗を除く)の退店を行い、5店舗につきましては今後収益が見込めると判断し退店の撤回を行っております。なお、当第1四半期会計期間末日における店舗数は84店舗(前年同期比13店舗減)となりました。

以上の結果、売上高は1,664,363千円(前年同期比135.1%増)となり、売上総利益は1,263,233千円(前年同期比141.5%増)、営業利益は33,734千円(前年同期は営業損失378,926千円)、経常利益は32,520千円(前年同期は経常損失173,427千円)、四半期純利益は7,261千円(前年同期は四半期純損失99,290千円)となりました。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は4,072,854千円となり、前事業年度末と比較して141,924千円の減少となりま

した。これは主に現金及び預金が158,419千円減少したことによるものであります。

当第1四半期会計期間末の負債は4,719,435千円となり、前事業年度と比較して238,644千円の減少となりました。これは主に、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が177,886千円、未払消費税が91,600千円減少したことによるものであります。

当第1四半期会計期間末の純資産は646,581千円となり、前事業年度末と比較して96,720千円の増加となりました。これは主に新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ37,636千円、利益剰余金が四半期純利益の計上により7,261千円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,045,200
A種優先株式	500
計(注)	12,045,200

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式12,045,200株、A種優先株式500株であり、合計では12,045,700株となりますが、発行可能株式総数は12,045,200株とする旨、定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年7月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,521,300	3,543,300	東京証券取引所 グロース	単元株式数 100株
A種優先株式	500	500		単元株式数 1株(注)
計	3,521,800	3,543,800		

(注) 株式の内容

A種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（下記1.(5)において定義される。）（もしあれば）の合

計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

(6) 非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 残余財産分配額

基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価

額」という。)とする。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000\text{円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

東京都千代田区麹町二丁目5番地1 WeWork 半蔵門 PREX South
ユナイテッド&コレクティブ株式会社

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

(1) 強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本強制償還価額」という。)とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金(強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

7. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年3月1日 ～ 2023年5月31日	普通株式 67,000	普通株式 3,521,300 A種優先株式 500	37,636	130,722	37,636	822,000

(注) 第8回新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 500		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,452,600	34,526	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 1,600		(注) 2
発行済株式総数	3,454,800		
総株主の議決権		34,526	

(注) 1. A種優先株式の内容につきましては、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」の(注)株式の内容をご参照願います。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が80株含まれております。

【自己株式等】

2023年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)

(自己保有株式) ユナイテッド&コレク ティブ株式会社	東京都港区赤坂一丁目12 番32号アーク森ビル23F	100		100	0.0
計		100		100	0.0

(注) 当社は2023年5月31日付で本社を移転いたしました。移転後の住所は下記のとおりであります。

東京都千代田区麹町二丁目5番地1 WeWork 半蔵門 PREX South

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2023年3月1日から2023年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(2023年3月1日から2023年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2023年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,499,154	1,340,735
売掛金	198,184	234,172
商品及び製品	41,706	40,253
原材料及び貯蔵品	122	8,696
未収入金	36,238	36,836
その他	135,181	129,208
流動資産合計	1,910,587	1,789,901
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,594,834	2,563,428
減価償却累計額	1,370,620	1,355,099
建物(純額)	1,224,213	1,208,329
その他	502,357	493,459
減価償却累計額	364,663	358,697
その他(純額)	137,693	134,761
有形固定資産合計	1,361,906	1,343,091
無形固定資産	8,085	19,978
投資その他の資産		
敷金及び保証金	915,417	899,408
その他	18,781	20,474
投資その他の資産合計	934,198	919,883
固定資産合計	2,304,190	2,282,952
資産合計	4,214,778	4,072,854

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2023年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	219,050	245,306
1年内返済予定の長期借入金	661,247	646,921
未払金	116,757	113,724
未払法人税等	22,466	21,349
賞与引当金	-	8,036
株主優待引当金	30,088	23,270
資産除去債務	53,955	51,240
その他	394,727	321,539
流動負債合計	1,498,293	1,431,389
固定負債		
長期借入金	3,268,160	3,104,600
資産除去債務	35,462	36,797
その他	156,164	146,649
固定負債合計	3,459,787	3,288,046
負債合計	4,958,080	4,719,435
純資産の部		
株主資本		
資本金	93,085	130,722
資本剰余金	2,025,641	2,063,278
利益剰余金	2,882,858	2,865,149
自己株式	432	432
株主資本合計	764,563	671,580
新株予約権	21,260	24,999
純資産合計	743,302	646,581
負債純資産合計	4,214,778	4,072,854

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2022年3月1日 至2022年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自2023年3月1日 至2023年5月31日)
売上高	1,231,849	1,664,363
売上原価	339,169	401,129
売上総利益	892,680	1,263,233
販売費及び一般管理費	1,271,606	1,229,499
営業利益又は営業損失()	378,926	33,734
営業外収益		
受取利息	-	0
助成金収入	1 215,842	-
システム導入負担金収入	-	7,570
雑収入	-	387
その他	72	-
営業外収益合計	215,914	7,957
営業外費用		
支払利息	10,205	8,522
その他	210	648
営業外費用合計	10,416	9,171
経常利益又は経常損失()	173,427	32,520
特別利益		
助成金収入	1 2,500	-
受取補償金	106,789	-
固定資産売却益	-	6,534
特別利益合計	109,289	6,534
特別損失		
減損損失	27,635	1,903
固定資産除却損	111	-
店舗閉鎖損失	2,237	21,829
特別損失合計	29,984	23,732
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	94,123	15,323
法人税、住民税及び事業税	5,384	8,231
法人税等調整額	217	169
法人税等合計	5,166	8,061
四半期純利益又は四半期純損失()	99,290	7,261

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(貯蔵品に係る会計処理方法の変更)

当社における棚卸資産のうち一部の貯蔵品の評価方法については、従来、購入時に費用処理する方法を採用していましたが、当第1四半期会計期間の期首より、実地棚卸で把握した貯蔵品を資産計上することにより使用分を費用処理する方法に変更しております。

この変更は、テイクアウト・デリバリ - 売上の拡大により消耗品商材の点数と金額が増加したことを契機に、貯蔵品の管理体制を見直し、貯蔵品実地棚卸に係る実施体制を確立したため、貯蔵品の評価及び期間損益計算をより適正に行うことを目的にしたものであります。

当該会計方針の変更は、当第1四半期の期首において貯蔵品実地棚卸に係る実施体制整備が完了しており、前事業年度末より前の貯蔵品残高を把握していないため、過年度における遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能であります。そのため、当第1四半期会計期間の期首から実地棚卸により未使用分を資産計上することにより使用分を費用処理する方法を適用しております。

この結果、当第1四半期会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、当第1四半期会計期間の期首利益剰余金の期首残高は10,447千円増加しております。また、従来の方と比べて、当第1四半期累計期間の販売費及び一般管理費が1,804千円増加しており、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ1,804千円減少しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書「重要な会計上の見積り」に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する前提について重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

1 助成金収入

前第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)

当第1四半期累計期間の営業外収益に計上されている助成金収入は、新型コロナウイルス感染症にかかる営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金であり、特別利益に計上されている助成金収入は事業復活支援金であります。

当第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)
減価償却費	69,752千円	52,944千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末後となるもの

該当事項はありません。

(3) 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末後となるもの

該当事項はありません。

(3) 株主資本の著しい変動

新株予約権の行使に伴い、当第1四半期累計期間において資本金が37,636千円、資本剰余金が37,636千円増加し、資本金が130,722千円、資本剰余金が2,063,278千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、飲食事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第1四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)

(単位:千円)

カテゴリー別	飲食事業	合計
直営店売上	1,227,650	1,227,650
FC関連収入	4,198	4,198
顧客との契約から生じる収益	1,231,849	1,231,849
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	1,231,849	1,231,849

当第1四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

(単位:千円)

カテゴリー別	飲食事業	合計
直営店売上	1,661,743	1,661,743
FC関連収入	2,619	2,619
顧客との契約から生じる収益	1,664,363	1,664,363
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	1,664,363	1,664,363

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	31円49銭	0円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	99,290	7,261
普通株主に帰属しない金額(千円)	5,000	5,100
(うち優先配当額(千円))	(5,000)	(5,100)
普通株式に係る四半期純利益(千円) 又は四半期純損失() (千円)	104,290	2,161
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,311	3,491
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		0円60銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		74,490
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で前会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第8回新株予約権の行使による増資)

2023年6月1日から7月14日の間に第8回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

行使新株予約権の個数 220個

資本金の増加額 12,624千円

資本準備金の増加額 12,624千円

増加した株式の種類及び株数 普通株式 22,000株

以上の結果、2023年7月14日現在の発行済株式総数は3,543,300株、資本金は143,347千円、資本準備金は834,624千円となっております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年7月14日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社
取締役会 御中

監査法人 ハイビスカス
東京事務所

指定社員 公認会計士 阿部海輔
業務執行社員

指定社員 公認会計士 福田健太郎
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユナイテッド&コレクティブ株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第24期事業年度の第1四半期会計期間（2023年3月1日から2023年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年3月1日から2023年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド&コレクティブ株式会社の2023年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。